

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成31年3月27日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市右京区太秦中山町地区建築協定

2 申請者の氏名

大山 哲治

3 建築協定区域

京都市右京区太秦中山町1番3, 1番4, 1番8, 1番9, 1番11, 1番12, 1番15, 1番16, 2番1, 2番2, 5番4, 5番5, 6番3から5まで, 6番7から9まで, 6番12, 7番2から4まで, 9番1, 9番2及び10番3から11まで並びに同区太秦三尾町1番129, 1番300, 1番367, 1番369及び1番370

4 建築協定区域隣接地

京都市右京区太秦中山町1番7, 1番10, 1番13, 5番1, 6番1, 6番2, 6番6, 6番10, 6番11, 7番, 7番1, 10番1, 10番2及び10番12並びに同区太秦三尾町1番38

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

5年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に5年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

平成31年3月27日付け第13-007号

8 縦覧期間

平成31年3月27日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は、法第

76条の規定に基づく建築協定の廃止認可公告日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)